

## 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）における岐阜大学の活動指針（6. 課外活動）

2023.4.3

| レベル | 具体的な活動  | 施設の利用 |      | 通常の課外活動  | 新入生勧誘活動   | イベント等（要申請）  |
|-----|---|-------|------|--|---|---|
|     |   | 屋外施設  | 屋内施設 |  |   |   |
| 0   | 通常通り  | ○     | ○    | 通常通り   | 通常通り  | 通常通り  |
| 1   | 感染防止措置に留意<br>(*4)   | ○     | ○    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染防止措置等（※）の上で、全ての施設で活動が可能</li> <li>・ 着用が推奨される場面ではマスクを着用すること（※5）</li> <li>・ 熱中症リスクのある場面ではマスクを外すことを推奨</li> <li>・ 活動時間は、開始から3時間以内、19時までを自慢に終了し、速やかに帰宅することが望ましい</li> </ul> <p style="text-align: center;">◆大人数・長時間の飲食は避ける、会話時のマスク着用を推奨</p> <p>【感染リスクの高まる以下の行為は厳重に注意】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①飲酒を伴う懇親会等</li> <li>②大人数や長時間に及ぶ飲食</li> <li>③マスクなしでの会話（車やバスでの移動の際も要注意）</li> <li>④狭い空間での共同生活（トイレなど共用部分に注意、宿泊は個室が望ましい）</li> <li>⑤居場所の切り替わりに注意（トイレ、休憩室、喫煙所、更衣室等は要注意）</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染防止措置（※）の上で、勧誘活動が可能</li> <li>・ 着用が推奨される場面ではマスクを着用すること</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ イベント、大会、試合、練習、合宿等は、実施規模、内容の見直しを検討の上で、実施可能（要申請）</li> </ul>  |
| 2   | 感染防止措置を遵守しながら、キャンパス内外における活動において、「三つの密」を回避し活動可<br>(*2)       | ○     | ○    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 感染防止措置等（※）の上で、全ての施設で活動が可能</li> <li>・ 通常の学校生活同様、状況に応じてマスクを着用すること。（※3）</li> <li>・ 熱中症リスクのある場面ではマスクを外すことを推奨</li> <li>・ 活動時間は、開始から3時間以内、19時までを自慢に終了し、速やかに帰宅する</li> </ul> <p style="text-align: center;">◆普段会わない人の会食、大人数・長時間の飲食は避ける。黙食と会話時のマスク着用を徹底</p> <p>【感染リスクの高まる以下の行為は厳重に注意】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①飲酒を伴う懇親会等</li> <li>②大人数や長時間に及ぶ飲食</li> <li>③マスクなしでの会話（車やバスでの移動の際も要注意）</li> <li>④狭い空間での共同生活（宿泊は個室で）</li> <li>⑤居場所の切り替わりに注意（トイレ、休憩室、喫煙所、更衣室等は要注意）</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 感染防止措置等（※）の上で、勧誘活動が可能</li> <li>・ マスクを着用すること</li> <li>・ 不特定多数への声掛けやチラシ配布は禁止</li> <li>・ 見学者の氏名等について記録すること</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ イベント、大会、試合、練習等は、感染防止措置等（※）を行い、実施規模、内容の見直しを検討した上で、実施可能（要申請）</li> <li>・ 合宿は、学生支援課に相談の上、感染防止措置等（※）を行い、実施可能（要申請）</li> </ul>  |
| 3   | 感染防止措置を遵守しながら、キャンパス内外における活動において、「三つの密」を回避し活動可<br>【制限あり】（※2） | ○     | ○    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 感染防止措置等（※）の上で、全ての施設で活動が可能。</li> <li>・ ただし、常時マスク着用を徹底すること。</li> <li>・ 特に感染リスクが高い活動は、原則中止。（※2）（管楽器演奏、マスク着用無しでの合唱など）</li> <li>・ 平日は週4日</li> <li>・ 活動開始から2時間以内</li> <li>・ 19時までに終了する。（※2）</li> <li>・ 当分の間、土日の活動は実施しない。（※2）</li> <li>・ ただし（※1）の許可を得た場合のみ、いずれか一日3時間以内に限定し、活動可能とする。</li> <li>・ 活動終了後は、速やかに帰宅する。</li> <li>・ 活動前後の会食禁止</li> </ul> <p style="text-align: center;">◆密閉空間、密集場所、密接場面となる行事等は徹底回避</p> <p>【感染リスクの高まる以下の行為は禁止】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①飲酒を伴う懇親会等</li> <li>②大人数や長時間に及ぶ飲食</li> <li>③マスクなしでの会話（車やバスでの移動の際も要注意）</li> <li>④狭い空間での共同生活（宿泊は個室で）</li> <li>⑤居場所の切り替わりに注意（トイレ、休憩室、喫煙所、更衣室等は要注意）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>全般的な新入生勧誘活動（SNS等ネット上で活動を除く）を中止</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ イベント、大会、試合、練習試合等は、県内外を問わず原則禁止（※2）</li> <li>・ ただし、学生支援課の許可を得た場合のみ、日帰りを基本に活動可能（要申請）（※1）。その場合、「緊急事態措置・まん延防止等重点措置」の適用地域での活動、及び適用地域の学校等との交流は不可（※1）。</li> <li>・ 合宿は禁止（※1、※2）</li> <li>・ 学外への施設貸し出しの中止</li> </ul> |
| 4   | 全面活動停止  | ×     | ×    | 全ての活動（SNS等ネット上で活動を除く）を中止   | 全ての新入生勧誘活動（SNS等ネット上で活動を除く）を中止   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内外を問わず、イベント、大会、試合、練習、合宿等は中止（※1 要申請）</li> <li>・ 学外への施設貸し出しの中止</li> </ul>   |

\*1：各競技協会、連盟等が主催するイベント・大会・試合の実施が決定され、参加せざるを得ない場合には、主催者側の指示する感染防止措置を講じた上で、原則開始日の2週間前まで学生支援課に相談・申請し許可を得ること。参加前後の検査受検を推奨。（飲食等を含む交流は不可。）

\*2：令和4年9月22日付 岐阜県新型コロナウイルス感染症対策「第7波」の終息に向けて」に従い制限

\*3：令和4年6月7日付 「学内におけるマスク着用について」に従い制限  
なお、試合やイベントでのマスク着用は、各主催者側の基準を遵守すること。

\*4：令和5年3月3日付 岐阜県発出「マスク着用の考え方の見直しについて」に従い制限

\*5：令和5年3月27日付 「令和5年4月1日以降のマスク着用について」に従い制限  
混雑した電車やバスを利用する場合が例示されているが、課外活動においては、部室等で一時的に「密」が発生するような場合もマスク着用が推奨される。  
なお、試合やイベントでのマスク着用は、各主催者側の基準を遵守すること。

体調不良等がある場合には、保健管理センターに連絡すること 電話：058-203-2174 E-mail：hokenco@gifu-u.ac.jp

## ※ 感染防止措置等

- 密閉空間、密集場所、密接場面の条件とならないよう、工夫して活動すること。
- ・ 更衣室等を利用する場合は、一度に全員が利用し「密」の状態を作り出すことがないよう利用すること。
- ・ 活動の内容についても、接触や飛沫感染の危険があるものは避けるなど、実施内容や方法を工夫すること。
- ・ 人數の多い部は、小人数のグループに分ける工夫をすること。
- ・ 屋内施設を利用する場合、可能な限り常時換気するとともに、「密」の状態を作り出すことがないように努めること。音出し等で常時換気が難しい場合は、こまめな換気を心がけること。（セキュリティ等を使用し外向き稼働等をする。）
- 人との距離をできるだけ確保すること。
- 毎日の検温に努め、発熱（37.5℃以上又は平熱より明らかに高い）等の風邪の症状がみられる場合は、自宅等で安静にすること。  
発熱時の課外活動は禁止。症状消失を自身で2日間確認した後、活動に参加することは可能。（濃厚接触者を除く）
- 共用物品は消毒液等を使用して拭き、活動前後は手洗いを徹底すること。
- 消毒液（屋内施設入口に設置する手指消毒液を除く。）の用意は、各団体で行うこと。
- 「課外活動感染症対策計画書」を作成し学生支援課へ事前に提出すること。毎回活動時には「参加者名簿」を作成し保管すること。  
また、自家用車・貸切バス等車両を使用した移動時には、座席割振りを記録し保管すること。
- 課外活動への影響を回避するため、日常生活においても大人数での会食を控えるなど、感染防止対策をとること。
- 基本的な感染防止対策（ワクチン接種、手指衛生、三密回避など）を「ウイズコロナ」の生活習慣として身に着けること。